



第1次上田市交通安全計画 - 概要版 -

第1編 はじめに

1 交通安全計画の策定について

これまで上田市では、第2次上田市総合計画や上田市安全会議において交通安全に関する計画は策定していたものの、交通安全対策基本法に基づく長期交通安全計画は作成していませんでした。

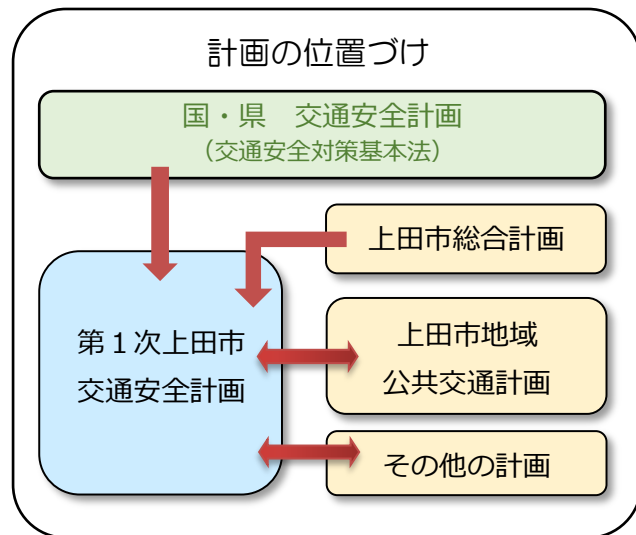
そこで、上田市の各種計画と連携した、交通安全対策基本法に基づく「第1次上田市交通安全計画」を策定し、悲惨な交通事故のない安全で安心な地域社会の実現に向け、実効性のある対策を推進することとしたものです。

2 計画推進期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

3 基本理念

①交通事故のない社会を目指して ②人優先の交通安全思想 ③高齢化が進んでも安全に移動できる社会の構築



第2編 道路交通の安全

1 現状

○ 過去の上田市内の交通事故による死者は、記録の残る昭和36年以降、昭和37年に23人のピークに、負傷者数は平成15年に1,616人のピークに達しましたが、その後、増減を繰り返しつつも、死者数、負傷者数とも減少傾向となっています。

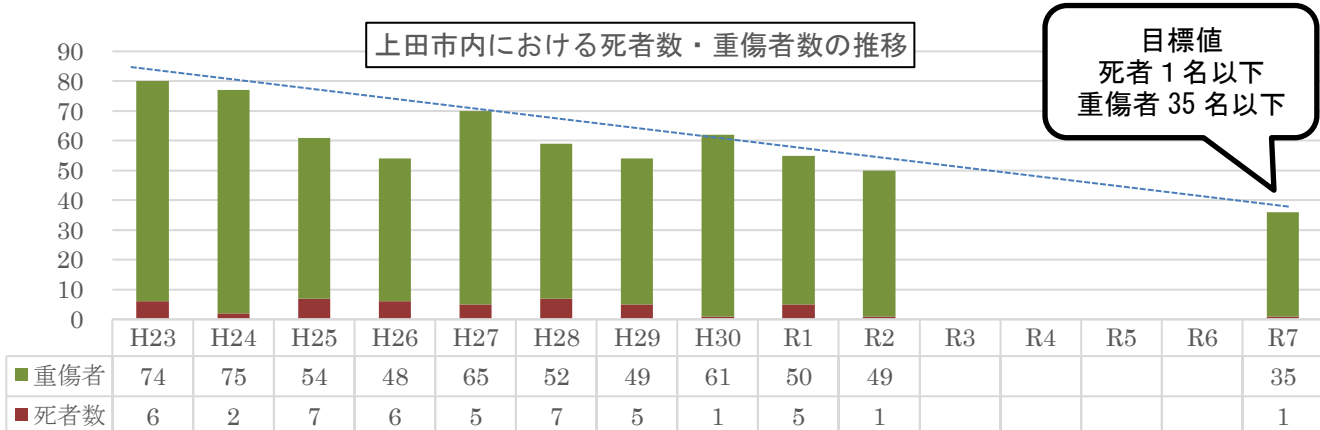
○ 減少傾向にある発生件数・負傷者数に比べ、死者数・重傷者数は、増減を繰り返すなど、減少率は鈍化しています。

○ 65歳以上の高齢者が関与する交通事故及び高齢運転者による交通事故の全事故に占める割合は、ほぼ横ばいとなっています。

2 目標：究極的には、交通事故のない社会の実現を目指しますが、当面の目標として

令和7年までに年間の交通事故死者数を1人以下、重傷者数を35人以下とします。

今後、更なる死者数の減少を図るための交通安全対策を実施するにあたり、重傷者が発生する事故防止の取組が死者数の減少につながることから、命に関わり、優先度が高い重傷者に関する目標を設定したものです。



3 講じようとする施策

第1節 道路環境の整備

- 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 高齢者等の移手段の確保・充実
- 無電柱化の推進
- 効果的な交通規制の推進
- 自転車利用環境の総合的整備
- 交通需要マネジメントの推進
- 災害に備えた道路交通環境の整備
- 総合的な駐車対策の推進
- 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

第2節 交通安全思想の普及徹底

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 効果的な交通安全教育の推進
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

第3節 安全運転の確保

- 運転者教育等の充実
- 安全運転管理の推進

第4節 車両の安全性の確保

- 自動車の安全性の確保
- 自転車の安全性の確保

第5節 道路交通秩序の維持

- 街頭活動の強化
- 暴走族対策の強化

第6節 救助・救急活動の充実

- 救助・救急体制の整備
- 救急医療体制の整備
- 救急関係機関の協力関係の確保等

第7節 被害者支援の充実と推進

- 自動車損害賠償保障制度の充実等
- 損害賠償の請求についての援助等
- 交通事故被害者支援の充実強化



4 重視すべき視点

今後の対策の実施にあたっては、次の点を重視して推進していきます。

- ①高齢者及び子どもの安全確保
- ②歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③生活道路における安全確保
- ④先端技術の活用推進
- ⑤交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- ⑥地域が一体となった交通安全対策の推進

第3編 鉄道交通及び踏切道における交通の安全

1 鉄道事故のない社会を目指して

人や物を大量・高速・定時に輸送できる鉄道は、市民生活に欠くことのできない交通手段ですが、一方、列車の衝突や脱線が発生すれば、多数の死傷者を生じさせる恐れがあります。市民が安心して利用できる、一層安全な鉄道輸送を目指し、重大な鉄道運転事故への対策等、各種の安全対策を総合的に推進していく必要があります。

2 目標

- ①乗客の死者ゼロを目指します。
- ②踏切事故ゼロを目指します。

3 講じようとする施策

- ①鉄道交通環境の整備
- ②鉄道交通の安全に関する知識の普及
- ③鉄道の安全運行確保のための連携強化
- ④踏切道の改良等及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
- ⑤踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- ⑥踏切道の統廃合の促進
- ⑦その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置